



10・19横浜地裁、4例目の原告勝訴判決！



勝訴判決後に笑顔の集合写真



報告集会で話す井上弁護団長

10月19日、横浜地方裁判所民事第1部（岡田伸太裁判長）は、神奈川生存権裁判において、保護費引下げ処分を取り消すという原告らの請求を認容する判決を言い渡しました。（奇しくも62年前の10月19日は朝日訴訟の東京地裁勝訴判決の日です）。

原告勝訴の判決は今年6月24日の東京地裁判決に続き4例目です。判決では、物価が下落したからという引き下げ理由（デフレ調整）は、①基準部会等における議論を経ていないこと、②下位所得層との比較（ゆがみ調整）を行った上で、なおデフレ調整を行う必要があるか疑問であること、③特異な物価上昇が起こった平成20年を起点としたこと、④生活扶助相当CPIという独自の計算により、被保護世帯の消費の実態とはかけ離れた物価下落率を算定したこと。これらは統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を有するものとはいえず、厚労大臣の判断過程及び手続に過誤欠落があり、生活保護法3条、8条2項に反する違法なものであるとして原告勝訴の判決を言い渡しました。

全国から寄せられた1万筆超の署名に感謝！

岡田伸太裁判長宛の「公正な判決を求める請願署名」は全国から寄せられ、大阪の闘いと同様、

1万筆を超えました。原告は熱海や大阪での原告交流集会に積極的に参加し、また名古屋地裁を傍聴に行き、その経験を踏まえリハースルを何度も行い、昨年9月の証人尋問では6名の原告が自らの生活実態を証言しました。

また、昨年12月の専門家証人には県の元ケースワーカーだった松尾氏が「本来考慮すべき生活保護利用者の生活実態を国が把握していないこと」を証言、「物価偽装」を告発した白井証言とともに素晴らしい証人尋問でした。

大きな力を発揮した「25条共闘」と大宣伝！

この勝利は、勇気を持って立ち上がった原告とそれを支える強固な弁護団とともに、当時、最賃裁判を闘っていた神奈川労連、年金裁判を闘う年金者組合と生存権裁判の生活と健康を守る会3者が共に裁判を支援し合う「25条共闘」を結成したことが大きな力になりました。また、月2～3回、「横浜地裁は公正な判決を」、「司法の独立を守れ」のプラスターを掲げた宣伝・署名を県内駅頭・繁華街と裁判所前で行うなど大きく外に打って出た成果だと考えます。

皆様のご支援・ご協力に感謝いたします。真の勝利まで共に奮闘しましょう。

市木眞二（神奈川県生活と健康を守る会会長）

全国から集まろう！

優生保護法被害者訴訟と共同シンポジウム

2022年11月19日(土)13時 ウェビナー開催

個人の尊厳を守るために立ち上がった原告

国は、優生思想のもと、障害のある人が自由に子どもを産み育てる権利を法律によって奪ってきました。また、国自身が健康で文化的な最低限の生活水準として支給してきた生活保護費を、社会保障費削減という目的のみをもって減額しました。こうした暴挙に対し、優生保護法被害者訴訟と生活保護基準引下げ違憲訴訟が全国で取り組まれています。

優生保護法被害者訴訟においては、本年2月に大阪高裁で、3月に東京高裁で原告勝訴判決が言い渡されましたが(いずれも上告中)、その後の地方裁判所では不当な敗訴判決がなされています。



“きょうだい”のような両訴訟

両訴訟は、ともに強い偏見がある中、個人の尊厳を守るために原告らが立ち上がり、国策の根幹に挑んでいる点で“きょうだい”のような訴訟です。今後も多数の裁判所で判決が予定される中、広く国民・市民に両訴訟への関心と支援を訴えるため、連帯・共同してシンポジウムを開催することといたしました。

ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

案内

日時:2022年11月19日(土)
午後1時半～4時半



方法:Zoom ウェビナー

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_WYxhj-dUSqahhMvaO9lkvw

(キャンパスプラザ京都 6階第7会議室から
ライブ中継)

対象者:両訴訟の原告、弁護団、支援者

共催:全国優生保護法被害者弁護団、生活保護基準引き下げにNO!全国争訟ネット

参加費:無料

問合先:つくし法律事務所

Tel 075-241-2244

Fax 075-241-1661

当日プログラム(予定)

13:30 開会

13:35 基調報告

藤原精吾弁護士(両訴訟兵庫訴訟弁護団長)

「優生保護法訴訟と生活保護基準引下げ訴訟の意義と課題」

13:55 基調講演

小山剛さん(慶應義塾大学教授)

「人としての尊厳と憲法訴訟」

14:45 パネルディスカッション

両訴訟の原告の方々、弁護士

16:10 まとめ・行動提起

16:30 閉会

生活保護世帯の子どもの看護学校就学を後押し

熊本地方裁判所で画期的な判決！（2022年10月3日）

花園大学 吉永 純

生活保護の世帯分離とは

生活保護では高校卒業後、専門学校や大学に進学すると、高校で働く能力はついているのだから、働かないのは生活保護の条件（稼働能力活用）に反するとして生活保護から分離（排除）する運用となっています。分離されたら、生活費や就学費用は自分で調達しなければなりません。つまり、勝手に進学するのだから生活費等は自分で賄えという扱いです。

正看護師めざした子どもの就学と世帯分離

この事件では、保護開始時に3人世帯（祖父母＋孫）で保護申請しましたが、お孫さんが高卒後看護学校（准看護師コース）に通学していたため、世帯分離され、祖父母だけの2人だけの保護が開始されました。その後、お孫さんは准看護師の資格を得て、正看護師コース（3年）に進学しました。正看のコースは昼間は準看資格で働き夜は座学での勉強なので収入が十数万円得られました。この収入は後の実習時（昼間に実習があるため働けなくなる）の生活費として必要なものでした。

一転、福祉事務所は収入認定して保護廃止

ところが、福祉事務所は、世帯分離を解除して3人の世帯として、孫の収入を世帯の収入として認定し、保護を廃止してしまったのです。つまり、お孫さんに祖父母を養え、ということになったのです。お孫さんは、「それでは、学校を続けられない」とケースワーカーに訴えたのですが、聞き入れられず、世帯分離解除後、精神的に落ち込み、1年間の休学を余儀なくされました。

保護世帯の子どもの就学を後押しする判決

判決は、正看コースは準看コースに続く連続的なものであることを認め、孫の正看就学は長期



的、俯瞰的にみて世帯の自立に資すると判断し、福祉事務所が孫の収入に着目したことを表層的だとして、保護廃止処分を取り消しました。

あと2年ほどで正看の資格が得られるときに、道を閉ざされたお孫さんの悲痛な思いは想像に余りあります。ましてや、この世帯分離は、世帯分離をしなかったとしたら生活保護になる場合にだけ世帯分離を認めるという条件は付されておらず、孫の収入が増えても世帯分離を解除する必要性はない類型なのです。

熊本県は不当にも控訴

ところが、県知事は、控訴回避の途を探ったが国の控訴する意向により「断腸の思い」といながら控訴しました。自立を目指して努力する子どもたちに砂をかけた保護廃止処分のどこに正当性があるのでしょうか。控訴審での勝利目指して頑張る決意です。



こんな活動やっています！
～各地の活動紹介～

「生存権裁判を支援する奈良の会」
～目の前のことにひとつひとつ取り組む～
(奈良)

奈良では、主に生活と健康を守る会が中心となって、様々な団体や個人が集まって、いのちのとりにて裁判の傍聴支援を行い、ニュースを作っています(右は一部)。

2021年には、ひとつの事例をきっかけに「生駒市の生活保護行政をよくする会」が結成され、2022年に「奈良の生活保護行政をよくする会」に改称し、広く私たちの暮らすまちの生活保護行政について考える場所としていこうとしています。



2022年10月11日、結審後に奈良地裁近くで輪になって報告会

2015 奈良市通院移送費裁判ご支援ありがとうございました。
生存権を守る活動に引き続きご支援よろしくお願いします。

第34号 2022/10/12

いのちのとりにてを築こう

発行：奈良県生活と健康を守る会連合会
生駒市磯口町 693-11 電話/FAX 0743-73-5034

10月11日よいよ結審！原告代理人による総論

「相対的少数者の居場所はどこまであるのか」
多数決民主主義に基づく政治が、それが故に行きすぎたのではないかとときに、相対的少数者の「居場所」はどこまであるのかを示すのが、司法であり裁判所の職責である。大阪・熊本・東京地裁判決は、生活保護利用者の「居場所」を再確認したものである。その他の地裁では、国を敗訴させることはできない、と一般市民の良識からは理解できない理由で判決が出された。これは政治であって司法ではない。奈良地方裁判所で司法の職責を果たす判決が出されることを望む、と陳述されました。その後、生活扶助相当 CPI の問題点について、スクリーンを使ってプレゼンテーションがありました。

被告代理人の陳述：東京地裁判決の批判繰り返す

被告は今年6月の東京地裁判決の「誤り」を解説しました。厚生労働大臣は、生活保護制度や受給世帯の状況について精通し、生活扶助基準を適切に設定する上で必要となる専門的技術的知見を有している。厚生労働大臣の諮問機関である基準部会の審議事項は「生活保護基準の評価・検証」であって、「保護基準の改定のありかた」は部会の設置趣旨ではない。つまり、基準部会での生活保護基準改定に関わる審議検討を経ていないが、厚生労働大臣は専門的技術的知見を有しているので、その判断手続きに過誤、欠落はない、という内容を主張しました。

被告代理人は、終始うつむいて書面を読み上げておられました。原告の顔や私たちの生活は見えていますか？奈良だけ、東京の話ばかり、4月の原告の証人尋問は聞こえていましたか？傍聴しながらのなか

- 〈生活保護をめぐる近況〉
- 2006/2 京都認知症母子介護心中
北九州で母子餓死
北九州で障がい男性餓死
- 2009/3 たまゆら火災
北九州30代男性困窮死
- 2012/1 札幌40代姉妹困窮死
/5 生活保護バッシング広がる
- 2013/ 天満母子困窮死
/8 生活保護基準引き下げ
/12 期末一時扶助削減
- 2014/4 生活保護基準引き下げ
- 2014/7 生活保護法改定
- 2014/9 鏡子母子心中
- 2015/4 生活困窮者自立支援法施行
生活保護基準引き下げ
- 2015/5 川崎簡易宿泊所火災
- 2015/7 住宅扶助引き下げ
- 2015/11 利根川川中
冬期加算引き下げ
- 2017/1 小田原保護めんなジャンパー
発覚

定期的に発行している通信第34号1面

全国生活保護裁判連絡会の弁護士のみなさんのバックアップで、現在は、生活保護申請却下を繰り返し受けた方の裁判支援、生活保護のしおりのチェックや、生活保護申請同行した市議員を「口利き行為」をしたとして懲戒処分にかけた議会への対応について協議しています。

難しい話も多くて、私はなかなかついていけないのですが、自分にできることをひとつひとつできるといいなと思っています。

支援者 赤山泰子

〈いのちのとりにて裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします〉

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりにて裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

- ①個人or団体の口数、②名前(所属)
- ③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
- ご記入の上、いのちのとりにて
- 裁判全国アクション事務局まで
- FAX(06-6363-3320)してください。